#### TOKYO KYODO ACCOUNTING OFFICE

9F KOKUSAI BLDG. 1-1 MARUNOUCHI 3-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-0005 TELEPHONE: 03(5219)8777 FACSIMILE: 03(5219)8778

# 「RCEPを使ってみよう」セミナー



2022年2月3日 東京共同会計事務所



### ■弊所のご紹介

社名:東京共同会計事務所

設 立 : 1993年8月

所在地:東京都千代田区丸の内3-1-1

国際ビル9階

代表者 : 内山 隆太郎

対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語

問合せ番号 : 03-5219-8660 メールアドレス : epa.info@tkao

メールアドレス : <u>epa.info@tkao.com</u> Website : <u>www.tkao.com/epa/</u> 構成員:281名 (2022年1月1日現在)

- 公認会計士 (30名)

- 会計士補·公認会計士新試験合格者 (2名)

- 税理士 (42名)

- 税理士科目5科目合格者 (3名)

- 科目合格者 (19名)

- 司法書士 (7名)

- 行政書士 (3名)

- 弁理士 (3名)

- 通関士有資格者 (13名)



#### ■ 弊所の概要 -EPAサービス-

#### 追随なき高品質なサービスの提供

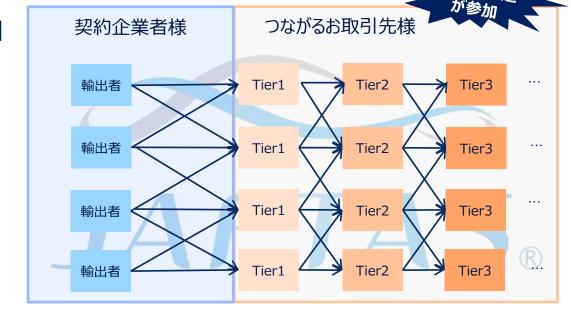
#### EPAコンサルティング

#### 国内で最も経験豊富な EPAプロフェッショナル集団

- ▶ 対応会社数5,000社超
- 経済産業省委託事業「EPA相談デスク」7年連続受注
- ▶ 日本唯一のEPA相談デスク運営事業者
- ▶ 個別相談実績約35,000件超

#### 原産性証明システム

輸出者とサプライヤーを繋ぎ EPA原産性調査を行うクラウドサービス (JAFTAS)



## ■登場人物のご紹介







輸出者兼 生産者(花子) 江良 泉





#### ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

RCEPを使ってみよう!

- 休憩



第三部

RCEPを効率的に使いたい!

生鮮品でも 効率的に使えます!

- 質疑応答

### ■本日のゴール

# 本セミナー受講後には、 このようになっていることが目標です!

EPAの概要が 分かった! RCEPのメリット が分かった! RCEPを使って 輸出してみたい!







## ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

RCEPを使ってみよう!

**- 休憩** 



第三部

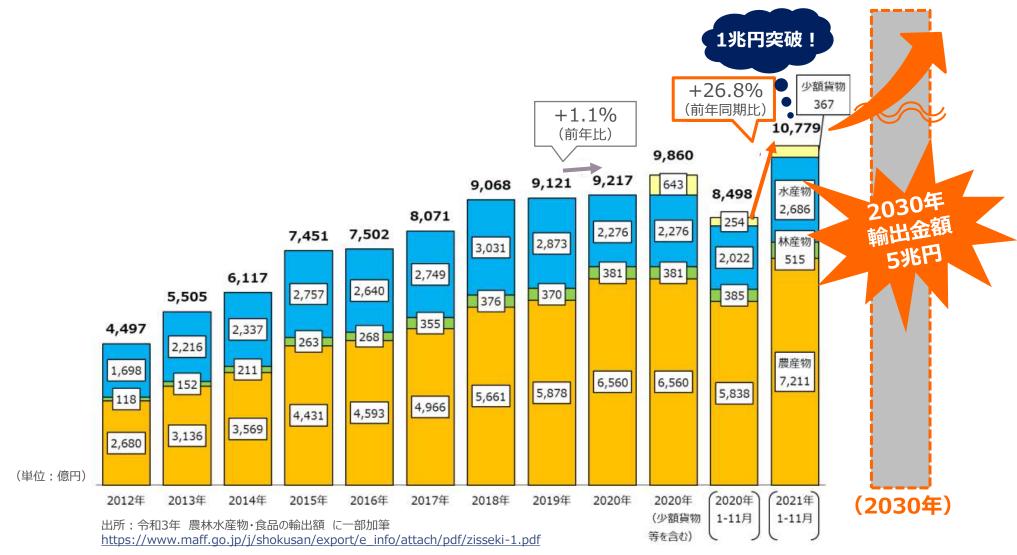
RCEPを効率的に使いたい!

生鮮品でも 効率的に使えます!

- 質疑応答

#### ■日本の食品輸出動向

#### 今後ますます食品輸出のチャンスは広がっていくことが想定される



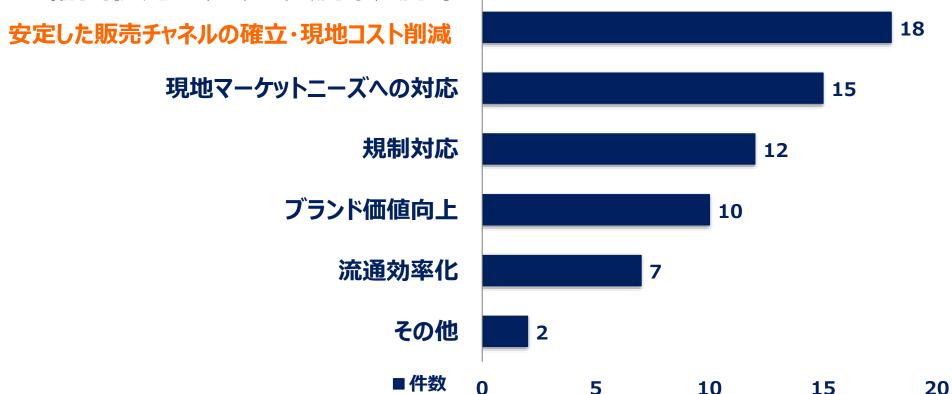
#### 第一部: EPAとは?

#### ■日本の食品輸出動向

## EPA活用効果は現地コスト削減・販売先拡大

農林水產大臣賞\*(平成29年一令和3年度)事例分析

輸出促進のために実施した施策

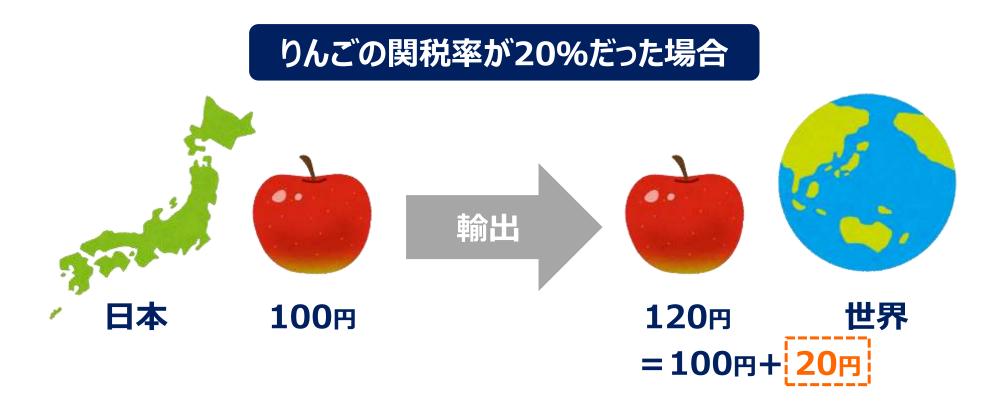


\*データ出所:輸出に取り組む優良事業者表彰 よりTKAOが分析し作成 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi\_zirei/index.html

#### ■「関税」??たまにニュースで聞くけどなんだっけ?

## 関税=海外から商品を輸入する際にかかる税金

海外から輸入される商品に税金をかけることで、 輸入品に対するコストを増加させ、国内の産業を守る効果がある



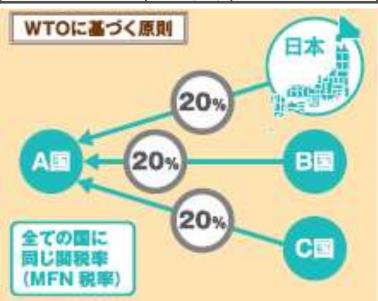
#### ■ 「関税が削減・撤廃される」ってどういうこと?

## 輸入するときにかかるコストを削減するということ

通常より低い関税率が適用されることによって、関税額を削減できる

### 全ての国に同じ関税率

(MFN税率)



WTO: World Trade Organization (世界貿易機関) MFN: Most Favoured Nation Treatment (最惠国待遇)

MFN税率:通常適用される関税率

課税価格\* 100円



関税額 20円

#### 日本に対してのみ低い関税率 (EPA(FTA)税率)





課税価格\* 100円



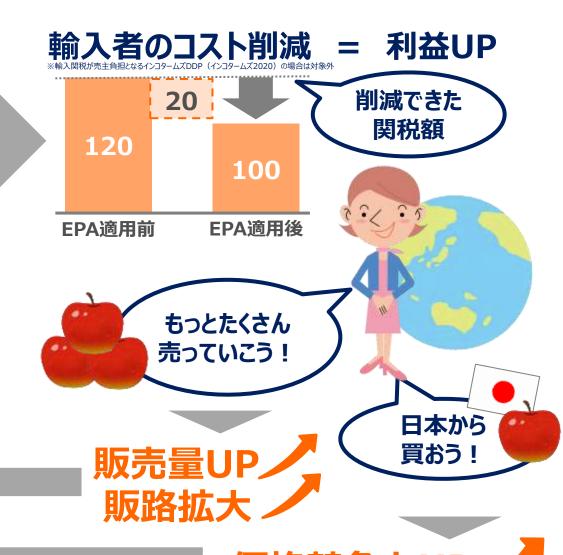
関税額 0円

#### 第一部: EPAとは?

#### ■輸出者・生産者にもメリットある?

輸出

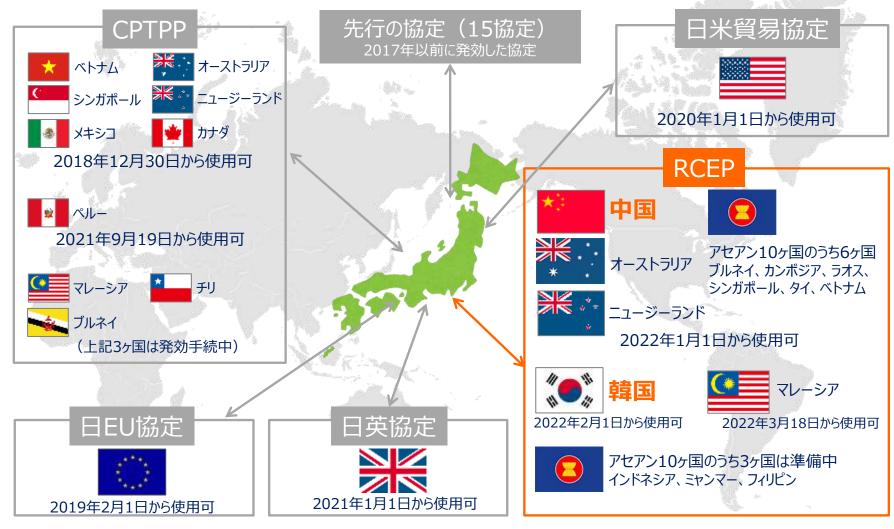
# EPA対応の依頼に協力 **EPA**( 協力しよう 輸出者・生産者も HAPPY! 売上UP



価格競争力UP

#### ■ EPA利用のチャンスが拡大している!

アジアを中心に現在20協定が利用可能 2018年以降メガEPA【CPTPP/日EU/RCEP】を相次いで締結



#### ■日本の輸出先、どの国でEPAを締結している?

#### 相手国一覧

#### 認定輸出者制度導入= ()

IH 3 H	<del></del>							10.70	کردوا، اساس	. (3)
相手国	第三者証明制度			自己証明 制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度		
	二国間	日アセアン	RCEP*2	СРТРР		二国間	RCEP*2	二国間	СРТРР	RCEP*2
マレーシア			_*3	O*1	オーストラリア			0	0	
タイ	0	0	0		ニュージーランド		0		0	
フィリピン	0	0	<u></u> *3		ペルー	0			0	
ベトナム	0	0	0	0	メキシコ	0			0	
ブルネイ	0		0	O*1	チリ	0			O*1	
シンガポール	0	0	0	0	カナダ				0	
ミャンマー		0	<u></u> *3		アメリカ合衆国			0		
ラオス		0	0		EU			0		
カンボジア		0	0		スイス	0				
インドネシア	0	0	<u></u> *3		イギリス			0		
インド	0				中国		0			
モンゴル	0				韓国		0			

<sup>\*1</sup> ブルネイ、チリ、マレーシアでは2022年2月3日時点で未発効のため、利用できません。

<sup>\*2 2022</sup>年2月3日時点で、輸出者・生産者による自己申告制度が利用可能なのは、 オーストラリア・ニュージーランドへの輸出に限る

<sup>\*3</sup> インドネシア、ミャンマー、フィリピン、マレーシアでは2022年2月3日時点で未発効のため、使用できません。

■証明制度とは?どんな違いがある?

各EPAと証明制度の 一覧はP13参照

#### 各EPAで採用されている証明制度が異なる

第三部にてご説明します!

#### RCEPでは、全種類の証明制度が導入されている!!

ただし、発効時に輸出者自己証明制度が利用できるのは日本・オーストラリア・ニュージーランドの三ヶ国のみ

比較ポイント		第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度		
1	証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)		
2	ポイント	日本商工会議所(日商)への手続きが必要	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定必要 (認定有効期限:3年)	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定不要		
3	時間・コスト	<時間> ・企業登録: 原則7営業日 ・判定依頼〜承認: 原則3営業日 ・発給申請〜取得: 原則2営業日  <コスト> ・発給費用: 1件2,000円+500円× 産品数	<時間> 認定輸出者自ら原産地証明書を作成することができるため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。 <コスト> 登録免許税法に基づく登録免許税: 9万円 認定更新手数料: 5,000円 (電子申請の場合は4,550円) ※登録・更新費用以外は無料。	<時間> 輸出者自ら証明するため、第三者証明 制度と比較すると短時間で書類準備が 可能。 <コスト> 日商手続きや経済産業省の認定など 公的手続きが不要な為、他の2つの 制度と比べコストもかからない。		

認定輸出者制度

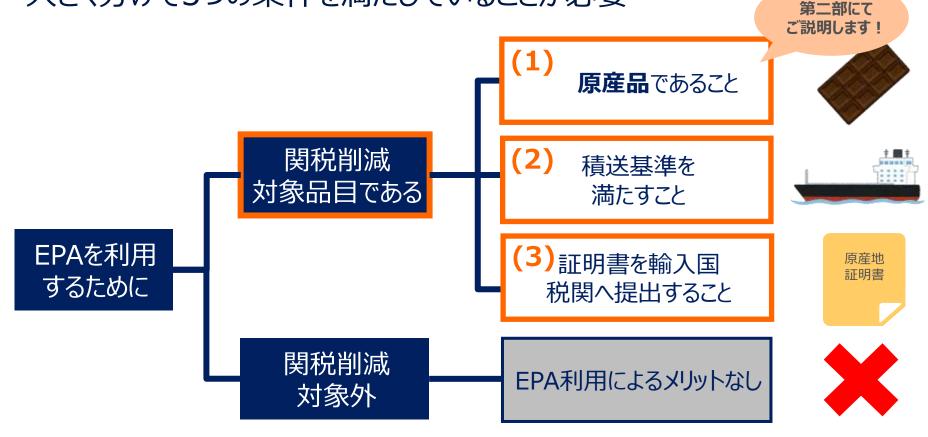
第三者証明制度

自己証明制度

#### ■ EPAを使ってみたくなってきた!何から始める?

#### EPAを利用するためには3つの条件を満たすこと

EPAを利用するためには、関税削減対象品目であることを前提として大きく分けて3つの条件を満たしていることが必要



#### ■ 積送基準ってどんな基準?

#### 輸入国に到着するまで原産品としての資格があるか?

原産品が輸入国へ到着するまでに、原産品としての資格を失って いないかどうか確認が必要

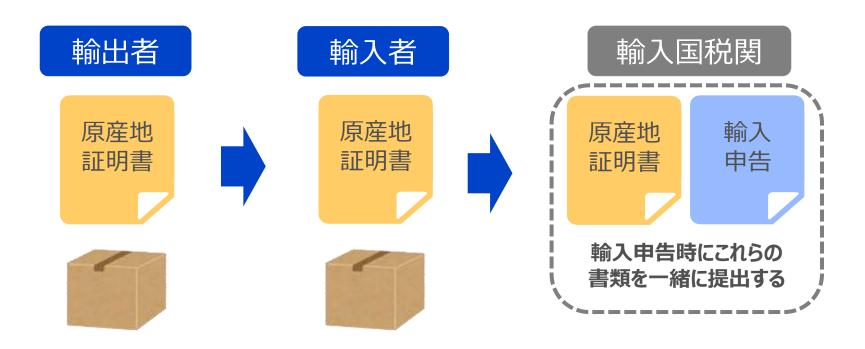


②の場合においては、輸入者は輸入国の要請に応じて、 通し船荷証券などの運送書類、 経由地で実質的な加工を施していないことを示す根拠(非加工証明書等) を提出する必要がある

#### ■証明書ってどんな証明書?

#### 原産品であることを証明する書類(原産地証明書)

原産地証明書を輸入国税関に提出することで、 EPA税率(関税削減)が適用される











RCEPの発効により、EPA利用のチャンスが拡大!上手く利用するためには、ルールの理解が必要!

19

## ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

#### RCEPを使ってみよう!

- 休憩



第三部

RCEPを効率的に使いたい!

生鮮品でも 効率的に使えます!

- 質疑応答





## ガーナから輸入したカカオ豆を日本で板チョコにして、 タイへ輸出しました。これはRCEPにおいて、日本の 原産品となるでしょうか?

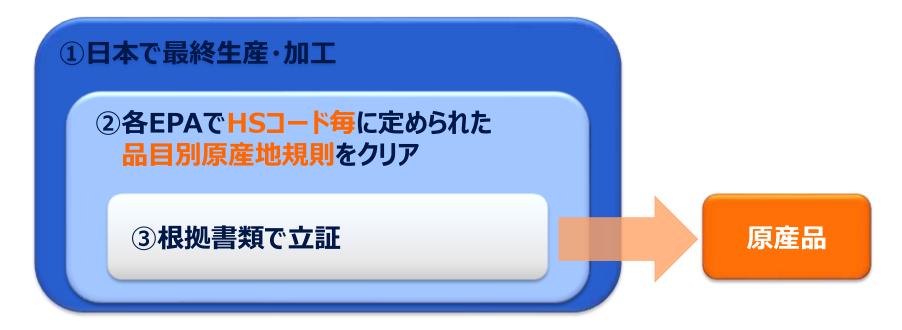




#### EPAの原産品の考え方

## 以下3点、全てを満たすもの = EPAの原産品

- ① 日本で最終生産・加工がされている
- ② 各EPAでHSコード毎に定められた品目別原産地規則をクリアしている
- ③ ①②を満たしていることが根拠書類で証明されている





#### 品目別原産地規則とは・・・

# EPAの原産品と認められる基準で HSコード(品目)毎かつEPA毎に異なる



EPAの原産品と認められる基準

# 品目別原産地規則



#### 各EPAの板チョコ(1806.32)の品目別原産地規則を 比べてみると・・・



使用していてはならない



を使用してはならない



例えば・・・

### 各EPAの板チョコ(1806.32)の品目別原産地規則を 比べてみると・・・

各EPAを利用して、日本で生産した板チョコをタイへ輸出する場合、各輸入国でEPA税率を適用させるためには・・・

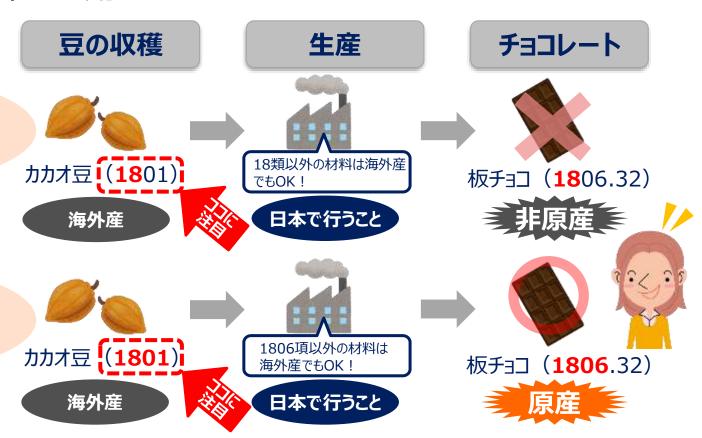
#### 日タイ協定・日アセアン協定

**CC**(HSコードで原産性を判断)

**18類**に入る非原産材料を 使用していてはならない

#### RCEP CTH (HSコードで原産性を判断)

1806項に入る非原産材料を使用していてはならない





ガーナから輸入したカカオ豆を日本で板チョコにして、 タイへ輸出しました。これはRCEPにおいて、日本の 原産品となるでしょうか?







# (にんしよう!

# 品目別原產地規則





EPAの原産地証明書を取得するため には、日本で生産していることに加えて 条件があり、それが品目別原産地規則!







日本で生産した味噌と、中国で生産した豆腐を使い日本でフリーズドライのお味噌汁を作り、タイへ輸出します。これはRCEPにおいて日本の原産品となるでしょうか?





# 各EPAのお味噌汁(2104.10)の品目別原産地規則を比べてみると・・・



#### 21 (類)

各種の調製食料品

2104(項)

スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品

2104.10 (号)

- スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品



日タイ協定・日アセアン協定・RCEP



© 2022 Tokyo Kyodo Accounting Office



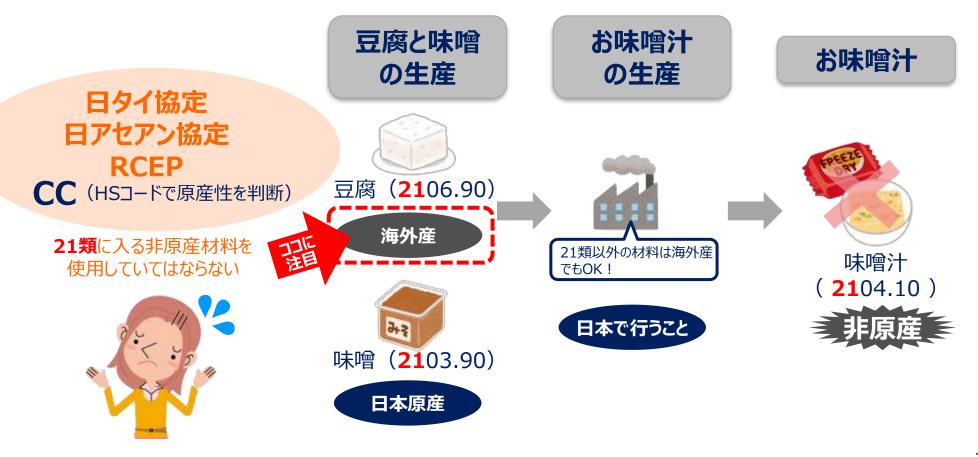
21類に入る非原産材料を使用していてはならない





# 各EPAのお味噌汁(2104.10)の品目別原産地規則を比べてみると・・・

各EPAを利用して、日本で生産したお味噌汁をタイへ輸出する場合、各輸入国でEPA税率を適用させるためには・・・





そもそも・・・

# EPAを締結するということは、お互いの国で 貿易を促進しようと約束すること

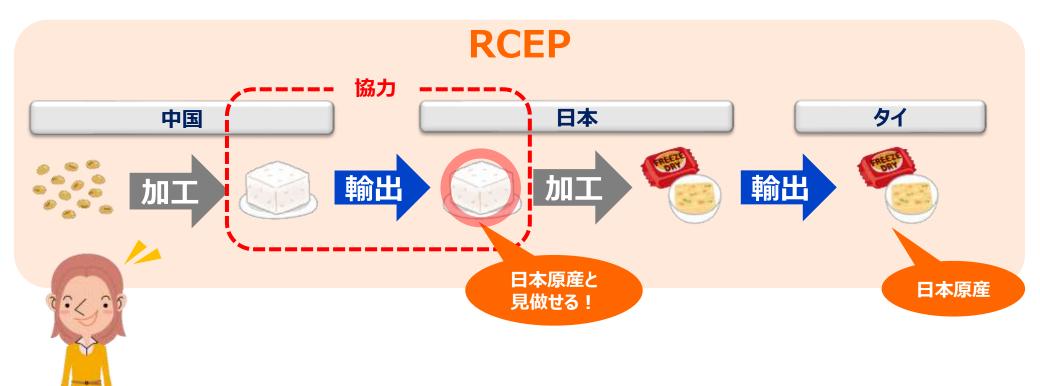




そのため・・・

# RCEP加盟国からの輸入品で RCEPの原産品となる材料を 日本の原産材料と見做すことができます







日本で生産した味噌と、中国で生産した豆腐を使い日本でフリーズドライのお味噌汁を作り、タイへ輸出します。これはRCEPにおいて日本の原産品となるでしょうか?





# ポイント



原材料の調達をRCEP締約国内で行うことで、品目別原産地規則を満たせることも! 累積を上手に活用しましょう!

CHE 1383

### ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

RCEPを使ってみよう!

- 休憩



第三部

RCEPを効率的に使いたい!

生鮮品でも 効率的に使えます!

- 質疑応答

### ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

RCEPを使ってみよう!

- 休憩



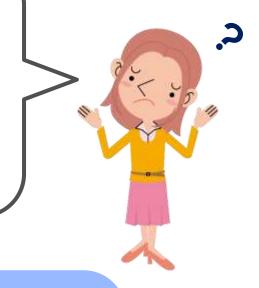
第三部

RCEPを効率的に使いたい!

生鮮品でも 効率的に使えます!

- 質疑応答

アジアだと飛行機を使って輸出する ことが多く、すぐに輸出品が届いて しまうのですが、原産地証明書の 発行は間に合うでしょうか?





今回RCEPにおいて、第三者証明制度を利用する場合、時短ポイントは2つあります。

- ①原産地証明書の電子化 (RCEP協定、日タイ協定のみ)
- ②過去の判定結果の利用 (同一協定、同一製品を繰り返し輸出する場合)

■証明制度とは?どんな違いがある?

各EPAと証明制度の 一覧はP13参照

### 各EPAで採用されている証明制度が異なる

# RCEPでは、全種類の証明制度が導入されている!!

ただし、発効時に輸出者自己証明制度が利用できるのは日本・オーストラリア・ニュージーランドの三ヶ国のみ

比較ポイント		第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度	
1	証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)	
2	ポイント	日本商工会議所(日商) への手続きが必要	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定必要 (認定有効期限:3年)	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定不要	
3	時間・コスト	<時間> ・企業登録: 原則7営業日 ・判定依頼〜承認: 原則3営業日 ・発給申請〜取得: 原則2営業日 <コスト> ・発給費用: 1件2,000円+500円× 産品数	〈時間〉 認定輸出者自ら原産地証明書を作成することができるため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。 〈コスト〉 登録免許税法に基づ〈登録免許税: 9万円 認定更新手数料: 5,000円 (電子申請の場合は4,550円) ※登録・更新費用以外は無料。	<時間> 輸出者自ら証明するため、第三者証明 制度と比較すると短時間で書類準備が 可能。 <コスト> 日商手続きや経済産業省の認定など 公的手続きが不要な為、他の2つの 制度と比べコストもかからない。	

第三者証明制度



認定輸出者制度

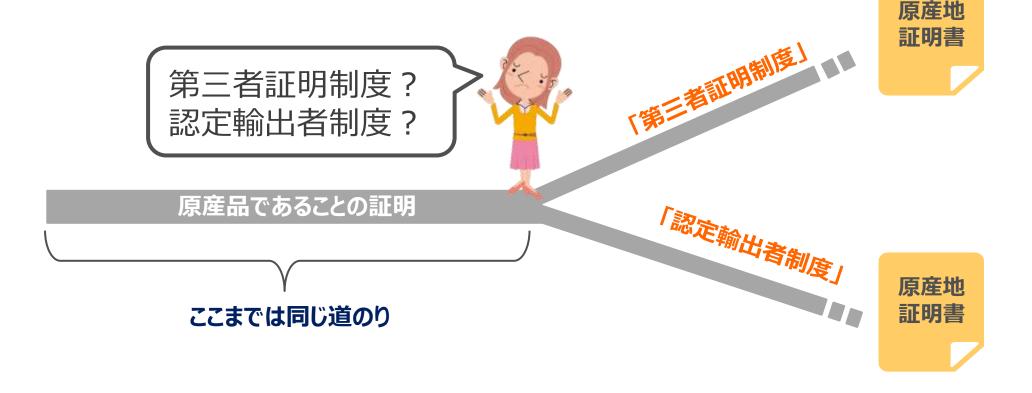


自己証明制度



### 証明制度の違いとは・・・

# 原産地証明書の発行方法の違い





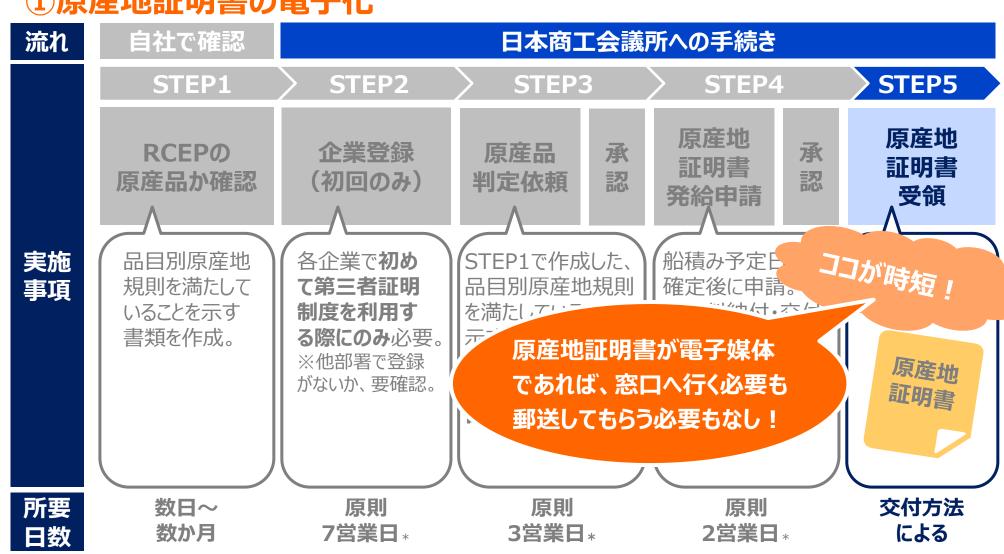
## 第三者証明制度における手続きの流れ

第2部にて ご説明! 流れ 自社で確認 日本商工会議所への手続き STEP5 STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 原産地 原産地 承 **RCEPの** 企業登録 原産品 承 証明書 証明書 認 認 原産品か確認 (初回のみ) 判定依頼 発給申請 受領 実施 STEP1で作成した、 船積み予定日が 品目別原産地 各企業で初め ·窓口受取 て第三者証明 規則を満たして 品目別原産地規則 確定後に申請。 •郵送 事項 いることを示す 制度を利用す を満たしていることを 手数料納付,交付 る際にのみ必要。 示す書類を添付。 方法を選択。 書類を作成。 ※他部署で登録 その書類に不備が 交付準備完了の 原産地 がないか、要確認。 ある場合は、3営業 ステータスになったら、 証明書 日以上かかる。 手数料を納付。 所要 数日~ 原則 原則 原則 交付方法 数か月 7営業日\* 3営業日\* 2営業日\* による 日数



#### 第三者証明制度における手続きの流れ

#### ①原産地証明書の電子化







#### 第三者証明制度における手続きの流れ

## ②同一製品の過去の判定結果の利用

流れ 自社で確認 日本商工会議所への手続き STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 STEP5 原産地 原產地 企業登録 原産品 承 承 **RCEPO** 証明書 証明書 認 認 原産品か確認 (初回のみ) 判定依頼 発給申請 受領 実施 品目別原産地 各企業で初め 船積み予定日が ·窓口受取 ココが時短! て第三者証明 規則を満たして 確定後に申請。 •郵送 事項 いることをデオ 制度を利用す F数料納付·交付 **示す書海で派行。** 方法を選択。 同じ協定を利用して、同一製品を くその書類に不備が 交付準備完了の 原產地 る場合は、3営業 ステータスになったら、 繰り返し輸出する場合、 証明書 以上かかる。 手数料を納付。 生産情報に変更がない限り、過去に 取得した判定結果を利用できる! 所要 原則 原則 原則 交付方法 致口 数か月 7営業日\* 3営業日\* 2営業日\* による 日数

それでも、やっぱり、原則的に発給申請した日に証明書を受けとることはできないんですよね。 他に方法はありませんか?





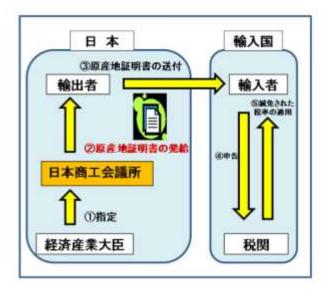
その場合は、認定輸出者制度を利用することをお薦めします。

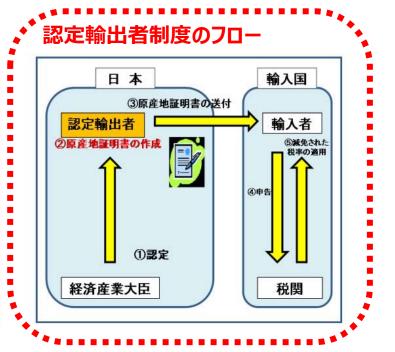


#### 認定輸出者制度とは・・・

# 経済産業省より認定を受けることで、自社にて原産地証明書を発行できる制度

#### 第三者証明制度のフロー





出所:経済産業省「原産地証明法に基づく認定輸出者について」

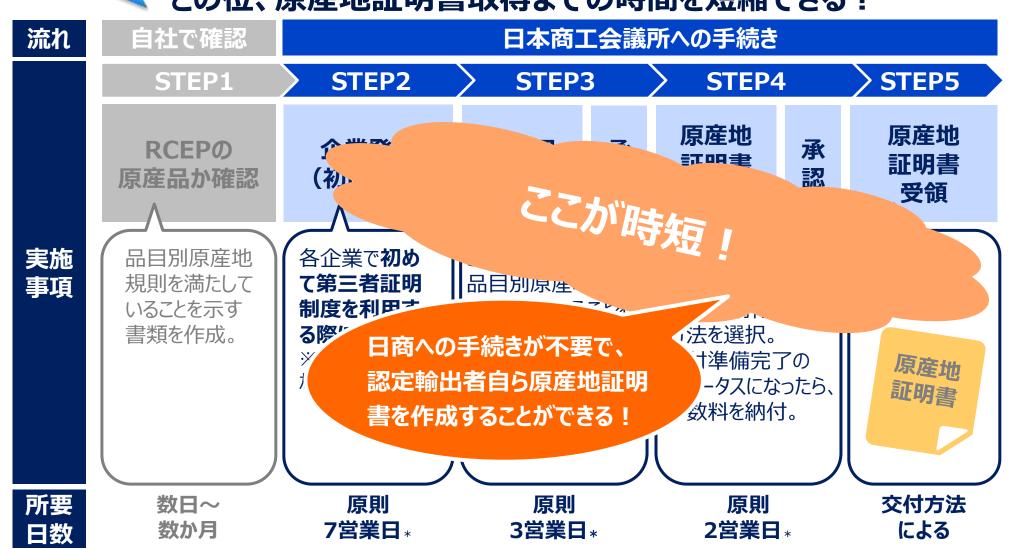
令和3年12月公表に基づく情報

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/d

ownload/gensanchi/1904ninteipr2.pdf

#### 例えば・・・

# 第三者証明制度と比べて、 どの位、原産地証明書取得までの時間を短縮できる?





# 第三者証明制度と比べて、 どの位、原産地証明書取得にかかる費用を削減できる?

比較ポイント	第三者証明制度	認定輸出者制度	
	※原産地証明書1件の発給に対して ■1件2,000円+(500円×産品数*) *インボイスに記載の産品数 2,000円	■登録免許税法に基づく登録免許税 : 90,000円 (初回のみ)	
コスト	原産地 証明書 産品B (20回まで) 500円 産品C (20回まで) 500円		
	■同一製品の判定結果の使用回数が 20回を超えた場合、それ以降(21回目から) : <b>50円</b> 2,000円	<ul><li>■認定更新の際にかかる費用</li><li>※認定の有効期間3年</li><li>:5,000円</li></ul>	
	原産地 証明書 産品A (21回目から) 50円 産品B (21回目から) 50円 産品C (21回目から) 50円	(電子申請の場合は4,550円)	



# 第三者証明制度と比べて、 どの位、原産地証明書取得にかかる費用を削減できる?

■ 事例① 原産地証明書1年に40件 (1件に同一の1産品を掲載していった場合)

比較ポイント	第三者証明制度	認定輸出者制度	
	①2,000円+500円×1産品=2,500円/1件 2,500円×20回= <b>50,000円</b>		
	②2,000円+50円×1産品=2,050円/1件 2,050円×20回= <b>41,000円</b>	取得費用なし	
コスト	2,000円       2,000円         原産地 証明書       500円 /1産品       ×20 +             50円 /1産品       ×20	証明書	
	合計①50,000円+②41,000円 = <u>91,000円</u>	登録免許税法に基づく登録免許税 : <u>90,000円</u> (初回のみ)	





# 第三者証明制度と比べて、 どの位、原産地証明書取得にかかる費用を削減できる?

■事例② 原産地証明書毎月2件 (1件に同一の1産品を掲載していった場合) ×3年

比較ポイント	第三者証明制度	認定輸出者制度	
	①2,000円+500円×1=2,500円/1件 2,500円×20回= <b>50,000円</b> ②2,000円+50円×1=2,050円/1件		
	2,050円×52回= <b>106,600円</b> 2,000円	まずは、自社にてどの程度、原産地証明 書を取得しているのか、ご確認ください。	
コスト	原産地 証明書 500円 /1産品 ×20 + 原産地 証明書 50円 /1産品 ×52	定期的に取得する必要がある場合、時間 的にもコスト的にも、認定輸出者制度を 活用することをお勧めいたします!	
	合計①50,000円+②106,600円 = <u>156,600円</u>	登録免許税法に基づく登録免許税 : <u>90,000円</u> (初回のみ)	







認定輸出者制度を上手く活用すれば、自社内でRCEPの手続き完了! 大幅な時短と、コストの削減が可能に!



ベトナムで他のEPAを使ったことがあるのですが、RCEPを使った方 が絶対にお得になるのですか?





必ずしもそうとは限りませんので、 複数のEPAが締結されている国への輸出においては EPA税率の比較を行ってください! 比較をする際は、農水省の早見表を是非ご活用ください!

# 農林水産省が公開している「EPA関税率早見表」を活用!

大きく

農林水産省について

①「EPA利用早わかり」で検索 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html						
-		<u></u>	Training T			Ë
	農林水産省	>	English > キッズサイト > t	サイトマップ 文字サイズ	標準	
						Ξ
	<u> 逆引き事典から探す</u>	<u> 組織別から探す</u>	♪ キーワードから探す EN	hanced by Google		
	会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産行	省

② <1. EPAを利用してより有利な 条件で輸出してみませんか> に掲載されている

『EPA関税率早見表』を確認

早見表に掲載されていない産品については、 農林水産省 EPA利用相談窓口にお問い合わせください。 epariyousoudan@maff.go.jp

○EPA関税率早見表(※RCEPの関税率も掲載しました!)

ホーム > 国際 > EPA/FTA等に関する情報 > EPA利用早わかりサイト

EPA利用早わかりサイト

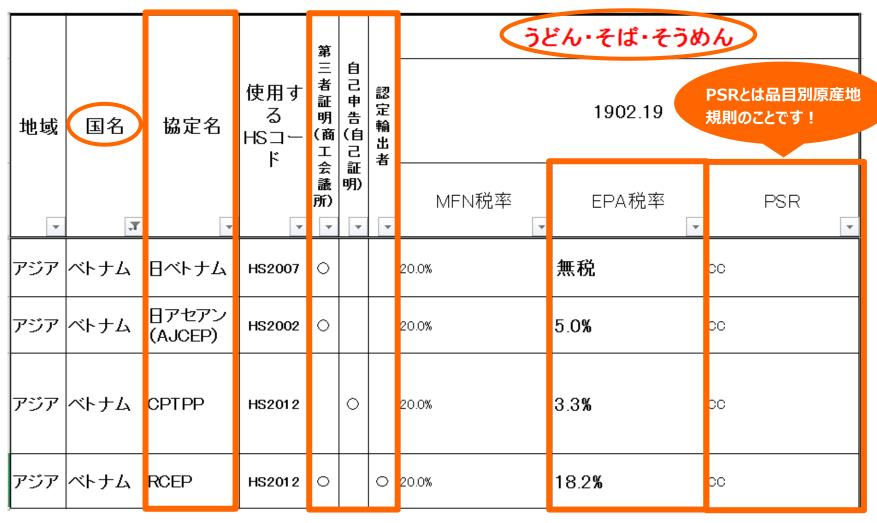
- 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表 (2022年1月1日時点) (EXCEL: 345KB) 🛂
- 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表 (2022年1月1日時点) (PDF: 321KB) 人
- ※韓国のRCEP税率も記載していますが、韓国の発効は2022年2月1日です。
- ※実際に輸出される際には、輸出する品目のHSコードや関税率について、事前に相手国税関にご確認をお願いします。
- ※EPAで関税引き下げが約束されている品目でも、輸出先国の検疫措置等により、実際には輸出が停止又は条件が付されてい る場合がありますのでご注意願います。
- ※生鮮野菜・果実については、EPAで低い関税が設定されている場合でも、輸出先国の検疫措置等により、実際には輸出が停止 **又は条件が付されている場合があります。**輸出先国の検疫措置の詳細については、農林水産省植物防疫所にお問い合わせ下さい。 また、EPA利用早わかりサイトにも情報掲載しておりますので、適宜ご参照ください。<a href="https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e-hayami-kamotu.pdf">https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e-hayami-kamotu.pdf</a>
- ※輸出する産品のHSコードについては、事前に輸入国側の税関にもご確認ください。



## 農林水産省が公開しているEPA関税率早見表を見てみましょう!

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\_kanren/epa\_n.html \* [--]





# ► 農水省設置のEPA利用相談窓口とEPA利用早わかりサイト



- ✓ EPAを利用したら関税が下がるの…?
- ✓ そもそも原産地規則ってなに…?
- ✓ 商品のHSコード、税率がわからない···
- ✓ どの協定を利用すれば一番お得なのか、わからない…
- ✓日本商工会議所での判定依頼がうまくいかない…
- ✓適切な書類を準備したのに、輸出先国の税関で特恵税率が 認められず、MFN税率を支払わされた…※ etc.



どんな些細な疑問にもお答えいたします。 わからないことや困っていること等がありましたら、お気軽に epariyousoudan@maff.go.jpにご連絡下さい。



EPA利用早わかりサイト ORコード

又は E P Aを利用するために必要な情報を簡単に 入手できる「EPA利用早わかりサイト」をご覧下さい。

※詳しくは6月10日付農水省プレスリリース「<u>EPA利用相談窓口へのアクセスで問題解決</u> (税関での超過支払いを是正)!」をご覧ください。





い 先 日 発 効 し た 新 し い E P A = R C E P



くにんしよう!品目別原産地規則



友達の国と累積を!



まく使えば可能性広がる認定輸出者

54



# ■本セミナーの流れ

第一部

EPAとは?

第二部

RCEPを使ってみよう!

- 休憩



第三部

RCEPを効率的にいたい!

- 質疑応答

生鮮品でも 効率的に使えます!





事前質問をお寄せくださった皆さま、 誠にありがとうございます!! ここで、簡単ではございますが、 第二部のおさらいも兼ねまして、 まずは、事前質問に対して、ご回答をさせて いただきたいと思います。 牛乳・乳飲料・乳製品(チーズ・バター等)でのRCEP活用事例を例示いただけると幸いです。

例えば・・・

ベトナムへの輸出の場合・・・









■ 事例① RCEP加盟国の材料を使う場合



生産

プロセスチーズ

**RCEP** 

CC or RVC40%

(HSコードで原産性を判断)

**04類**に入る非原産材料を 使用していてはならない



ナチュラルチーズ (**04**06.90)

NZ原産チーズ

お友達の国と 累積を!



04類以外の材料は海外産 でもOK!

日本で行うこと



プロセスチーズ (0406.30)





プロセスチーズ

(300円)

牛乳・乳飲料・乳製品(チーズ・バター等)でのRCEP活用事例 を例示いただけると幸いです。

例えば・・・

ベトナムへの輸出の場合・・・









#### 事例(2) RCEP加盟国外の材料を使う場合



(価格で原産性を判断)



RCEPで食肉の輸出について期待できる点がありましたら、ぜひ、ご教授下さい。

# 事例① ベトナムへ牛肉を輸出する場合



# 事例② カンボジアヘハンバーグを輸出する場合





© 2022 Tokyo Kyodo Accounting Office